

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな個性の伸張と人間性の尊重、陶冶に努めること」を教育目標の一つとしており、そのために「人権教育を通じて人権感覚を育て、人権問題の解決に向けた態度の育成を図」っている。それ故、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

など。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権教育推進委員長

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立生野高等学校いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者・生徒への相談窓口 周知 高校生活支援カード等によって生徒状況を把握。	保護者・生徒への相談窓口 周知	保護者・生徒への相談窓口 周知	
5月	校外学習	校外学習	校外学習	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂 PTA総会等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進) 聞き取り、状況調査の実施 第2回 いじめ対策委員会 (進捗状況確認)
6月	体育祭	体育祭	体育祭	
7月	いじめ等アンケートの実施	いじめ等アンケートの実施	いじめ等アンケートの実施	
8月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	

9月	文化祭 個人面談 いじめ等アンケートの実施	文化祭 個人面談 いじめ等アンケートの実施	文化祭 個人面談 いじめ等アンケートの実施	教育相談週間 上半期のいじめ状況の調査
10月				
11月				第3回 いじめ対策委員会 (状況報告と取組みの検証)
12月	いじめ等アンケートの実施 適宜保護者懇談 (家庭での様子の把握)	いじめ等アンケートの実施 適宜保護者懇談 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	聞き取り、状況調査の実施
1月				第4回 いじめ対策委員会 (年間の取組みの検証)
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証

いじめ対策委員会を年3～4回開催し、取組みの進捗状況を把握し、いじめの対処がうまくいかなかったケースなどの検証を行う。

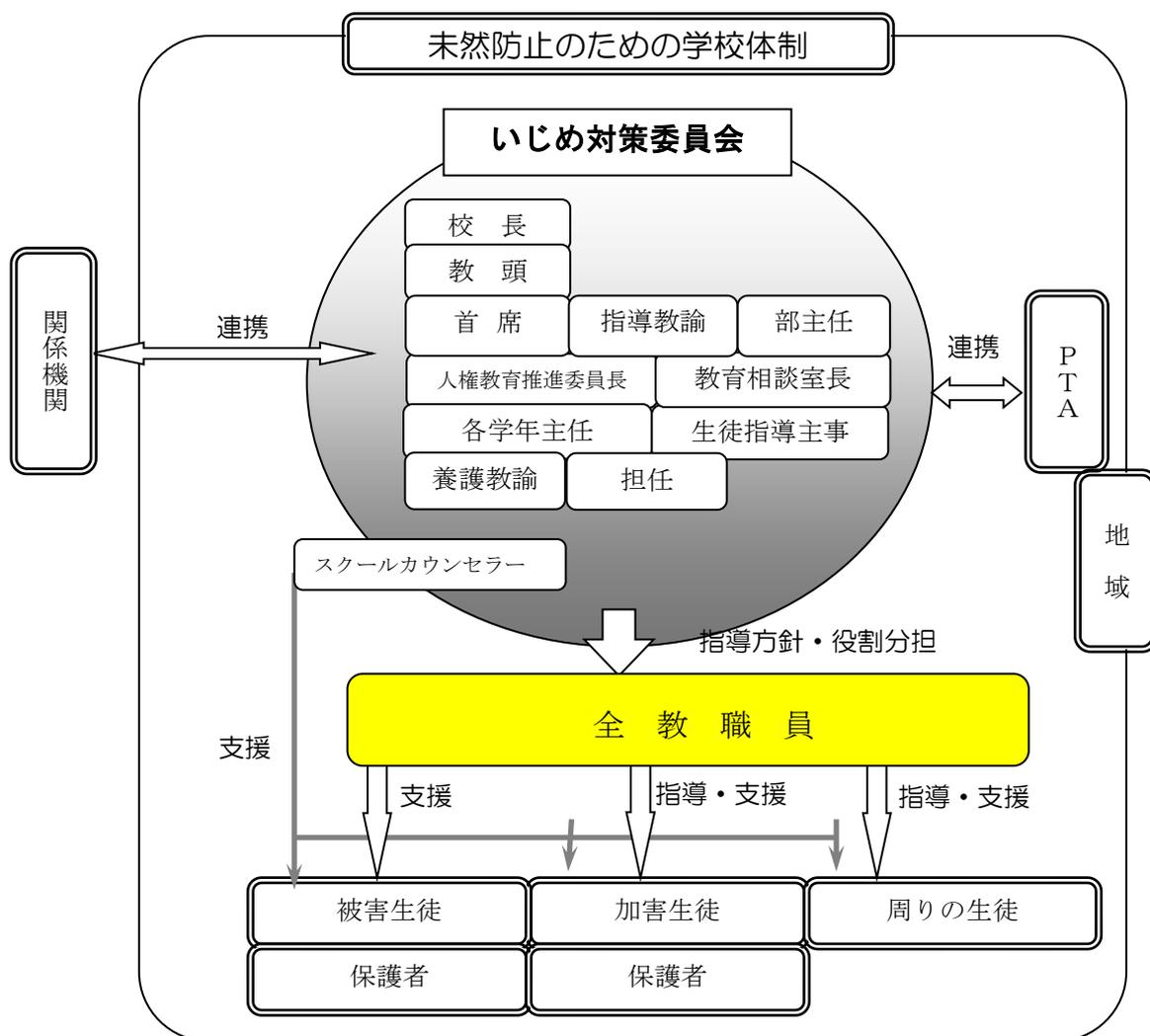
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

以上のことを踏まえて、いじめを未然に防ぐには全教職員がいじめについての共通理解を有し、生徒がいじめに向かわない態度・能力を身につけるよう指導するとともに、生徒が自他を尊重した安心で安全な学校生活を送ることができる教育環境を整えることが重要であると考えられる。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの種類や原因・指導上の注意点等についての校内研修を行う。

生徒に対しては、全校集会やHR活動において、校長や教職員が日常的にいじめ問題について触れ、(何がいじめなのかを具体的に例示しながら)「いじめは絶対許されない」という雰囲気醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、人権教育を充実し、校外学習や宿泊校外学習、その他のフィールドワークの場で、幅広い社会体験・生活体験の場を設け、生徒の社会性を育むことに努める。また、学校生活の各場面で、ロールプレイングやプレゼン、ディベートなどを通じて、自他の意見の相違を認め、建設的に調整し、解決していく能力を育むことに努める。

(3) いじめが生まれる背景に、勉強や人間関係のストレスが関わっていると考える。そこで、本校生に求められる学力を意識しつつ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、クラスや部活動での人間関係をよく把握し、個々人が活躍できる場を持つ集団づくりを進めていくとともに、各生徒がストレスをスポーツや読書などで発散したり、相談したりするなど、ストレスに適切に対処する力を育むことができるように努める。

教職員に対しては、自身の不適切な認識や指導・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、校内研修等の場で注意を喚起する。

(4) 妬みや嫉妬などのいじめにつながりやすい感情を減少させるためには、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、生徒の心に自己有用感や自己肯定感を育むことが大切である。そのためには、学校の教育活動全般を通じて、全ての生徒が何らかの形で活躍でき、何らかの形で他者の役に立っていることを感じ取ることのできる機会を提供できるようにすることが大切である。その際、他の生徒や教職員のみならず、家族や地域の大人からも認められているという思いが得られるように工夫する。また、困難な状況を乗り越えた「成功体験」の機会を持つことができるよう工夫する。以上の指導の際、他の学校との交流・連携を深めていくことが大切である。

(5) 生徒自らがいじめの問題について学び・考え、いじめの防止に取り組むことができるよう努める。そのために、自治会による相談箱の設置や自治会ニュースなどによる訴え（例えば「いじめられる側にも問題がある」等の考えが誤っていることや些細なからかいでもいじめに進展する可能性があることなど）を検討していく。

なおその際、教職員は、一部の生徒が「やらされている」だけの活動に陥らぬよう注意しつつ、全校生徒が主体的に参加できる活動になるようバックアップすることを心がける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、HRや授業など日常の場で、生徒が発している「いじめの危険信号」を見逃さない感性・洞察力と、いじめに迅速に対応する行動力が求められる。また、会議や委員会の場合以外にも、積極的に生徒の情報交換を行い、いじめに関する情報を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、年二回程度、適当な時期にいじめに関するアンケートを行い、スクールカウンセラーによる定期的な校内相談の機会を設定する。日常的には、個々の教職員がいじめの早期発見と解決のために、情報の共有に努める。

また、教育相談室・生徒指導室・保健室等を相談の窓口とし、生徒向けの「相談箱」も設置する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守っていくために、いじめ問題に関して学校協議会の意見箱を活用する。
- (3) 生徒・保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を全校的に確立する。そのために教育相談室をはじめとする複数の相談窓口を設け、相談者の立場や事案に応じて相談しやすい場を選択できるようにする。生徒に対しては、教職員がHR活動や部活動等の日常的な場で、生徒が相談しやすい雰囲気を作り出すことに努める。
- (4) 年度当初をはじめ適宜、生徒・保護者向けにプリントを配布し、相談室や保健室等の利用・電話相談窓口等について広く周知する。また、「いじめ対策委員会」や相談室の会議等において、いじめ防止の体制が適切に機能しているかを定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、「生野高校 個人情報の取り扱いに関するガイドライン」に基づいて慎重に取り扱う。特にその対外的な取り扱いについては、細心の注意を払う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒がいじめを行った原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（府教委「いじめ防止指針」別添）等を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめの発見と通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、（ささいな兆候であっても）いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

いじめと疑われる行為（遊びや悪ふざけでも）を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせる。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で問題を抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ防止のための校内組織（「いじめ対策委員会」）と情報を共有する。その後は、

委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職は必要に応じて教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害生徒・加害生徒の保護者への連絡については、保護者と直接会って丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである可能性のあるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒が健全な人格の発達ができるように配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげさせる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受

けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害生徒・加害生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、いじめを行った背景や個々の生徒の抱える課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

平成26年1月31日 制定

平成26年4月 1日 施行

令和 5年5月11日 改訂